

令和4年3月25日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
茂松 茂人
(公印省略)

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について」等の一部改正について

平素より本会事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、介護分野においては、社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」における議論や、指定申請等の電子申請・届出システム（令和4年度下期頃運用開始予定）の活用により、文書負担軽減に関する取り組みが進められております。

今般、当該取り組みに関する関係通知が改正された旨、日本医師会より情報提供がありました。具体的には、専門委員会の議論を踏まえて一部の加算の届出書等の様式例を新設、指定申請等の電子申請・届出システムの構築に伴い、加算の届出書等が電子ファイルで入力しやすい形式に修正、加算の届出について電子で届出が可能であること等が示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

【添付資料】

○介護保険最新情報vol.1045

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について」等の一部改正について

(令4.3.17 老介発0317第1号、老高発0317第1号、老認発0317第1号、老老発0317第1号 厚生労働省老健局介護保険計画課長、高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長通知)

- ・ 別紙1～5
- ・ 別紙1の様式

<担当>大阪府医師会地域医療2課(安田)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737
E-mail: t-yasuda@po.osaka.med.or.jp